



八千代市監査公表第25号

令和2年2月19日

八千代市監査委員 江頭 博彦

八千代市監査委員 大谷 益世

八千代市監査委員 江野 澤隆之

平成30年度監査（健康福祉部）及び平成30年度財政援助団体監査（社会福祉法人八千代市社会福祉協議会）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

平成31年2月19日付け八監第435号により提出した平成30年度監査（健康福祉部）及び平成30年11月21日付け八監第313号により提出した平成30年度財政援助団体監査（社会福祉法人八千代市社会福祉協議会）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

平成30年度監査結果（平成31年2月19日付け八監第435号）

対象機関	区分	所見及び措置内容
障害者支援課	要望事項	<p>1 八千代市身体障害者福祉会運営費補助金について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>当該補助金については交付要綱が整備されているが、補助対象経費については明確になっていない。このことから、事業費補助を原則に、人件費の算定基準について抜本的に見直した上で、補助対象経費についての詳細な要領等を作成するとともに、補助金交付の際には交付対象事業及び交付対象経費を明確にされたい。</p> <p>また、自主事業の拡大により、より自立的な事業運営を図れるよう、補助対象団体へ積極的に指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">（平成29年度監査 要望事項）</p> <p>上記の平成29年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き補助対象経費についての詳細な要領等の作成等に努められたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会運営費補助金につきましては、同法人が行う社会福祉法第2条第3項の第2種社会福祉事業及び同法第26条第1項の公益事業に対し補助金を交付するものです。</p> <p>補助の目的である障害者の自立の促進を図るため、収益の見込めない公益的な事業も実施しており、これらの事業には人件費を含めた費用を要することから、この費用も含め、補助対象経費についての詳細な要領を作成いたしました。</p> <p>なお、身体障害者福祉会が自主事業として行う就労継続支援事業、就労移行支援事業については、以前は補助金を交付しておりましたが、自立的な事業運営に努めるよう指導を行う中、令和元年度からは補助金の交付を受けず事業を行っており、引き続き自主事業の拡大を働きかけてまいります。</p>

平成30年度財政援助団体監査結果（平成30年11月21日付け八監第313号）

対象機関	対象財政的援助	所見及び措置内容
健康福祉課	八千代市社会福祉協議会運営費補助金	<p>《社会福祉協議会》</p> <p>(2) 経営組織のガバナンスの強化について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の一部改正により、社会福祉法人制度改革が平成29年4月1日以降実施されているところであり、社会福祉協議会においても、当該制度改革の一つである経営組織のガバナンスについて、法人の各機関の設置等に係る定款等の改正などにより整備が図られている。</p> <p>しかしながら、理事会及び評議員会（以下「理事会等」という。）の平成29年度事業報告及び各会計資金収支決算に係る議案の採決において、法人全体の貸借対照表等の計算書類が配布されておらず、インターネットによる公表が行われている当該計算書類に一部誤りが認められることから、理事会等の権限の一つである計算書類の承認が適切に行われているとは言えない。</p> <p>また、法第45条の16第3項の規定により、社会福祉法人八千代市社会福祉協議会定款において会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告することを規定しているが、現在の開催数では職務の執行状況が十分報告されておらず、社会福祉協議会の業務執行に関する決定や職務の執行の監督等に係る審議が適切に行われているとは言えない。</p> <p>これらのことから、理事会等が十分に機能しているとは言えず、形骸化することにより事業展開や経営改善が消極的になるだけでなくガバナンス上の問題が生じ得ることから、開催回数拡大や審議の活性化等により理事会等を有効に機能させるための方策を講じるなど、効果的で実効性のある経営組織のガバナンス強化に努められたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>監査の意見を踏まえ、社会福祉協議会では以下のとおり理事会及び評議員会の運営に関する見直しを行ったとのことであり、今後も法令及び定款に従い、理事会及び評議員会の適正な運営に努めるとのことです。</p> <p>(1) 令和元年5月29日に開催された理事会及び同年6月27日に開催された評議員会において、平成30年度に係る法人全体の貸借対照表及び収支計算書を各理事及び各評議員へ配布のうえ事業報告及び決算に係る議案を決議して、適正に計算書類の承認を受けた。</p> <p>(2) 令和元年度上半期に係る会長及び常務理事の職務の執行状況について令和元年10月17日開催の理事会において報告を行うとともに、下半期に係る執行状況については令和2年3月に開催を予定している理事会において報告を行うこととした。</p>